

令和5年 第8回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年10月25日(水) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	—
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農地利用集積等促進計画(案)について
日程第4	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	小島 春樹
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

今月につきましても引き続き、アルコール消毒の実施、換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に「農業委員の自己紹介」について事務局説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。10月から新たに関根武男様が農業委員に就任され、今回が初めての総会となりますので、自己紹介の時間を設けさせていただきます。

まずは、関根様自己紹介をお願いいたします。

< 関根委員自己紹介 >

(事務局)

ありがとうございました。それでは次に農業委員の皆様、議席番号順に自己紹介をお願いいたします。

< 各委員自己紹介 >

(事務局)

ありがとうございました。最後に事務局の自己紹介をさせていただきます。

< 事務局自己紹介 >

(会長)

それでは、日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「10番 島村重昭委員」と「11番 齋藤幸江委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。それでは、1件目の案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、まず1件目についてご説明いたします。

申請地は、■■■地内の畑3筆で、面積は合計468㎡でございます。譲受人は白岡市内にお住まいの方です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方で、譲受人の祖父にあたります。転用目的は「住宅敷地」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲受人は現在白岡市内の賃貸住宅に夫婦2人で居住しておりますが、家財などが増え手狭になってきたことに伴い、十分な生活スペースを確保するため、今回の自己用住宅の建築を決めたとのこと。住宅を建築するにあたり、なかなかいい土地に巡り合えず両親に相談したところ、今回の申請地を紹介され、譲受人の希望に合った土地であったため、今回の申請に至りました。

なお、こちらは令和5年9月13日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■■■■■■の南西に位置しております。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。

農地や道路と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックを設置する予定です。排水については、合併処理浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第1種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、1件目の案件について、ご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局の方、会長、■■委員と現地を確認して参りました。裏手側が畑、隣が住宅でブロック塀があり、手前は道路でした。特に問題はないと思いま

す。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

では、地元委員ということで私の方から意見いたします。この件については排水や周辺の農地への被害防除などがしっかり行われておりますので、特段問題ないと思います。以上でございます。

その他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして2件目の案件について、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■地内の畑1筆で、面積は144㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「駐車場用地」です。権利の移転形態は、「所有権の移転」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、譲受人は現在宮代町内で居宅支援事業を営んでおります。現在の駐車スペースは、事業所の敷地内の一角に確保されていますが、将来事業の拡大を検討するにあたり、居宅支援事業に使用する車の駐車スペースが不足することが考えられるため、今回の申請に至ったとのこと。

なお、こちらは令和5年9月13日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■■■■の西側に位置しております。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。

農地や道路と隣接する部分については被害防除策として既設コンクリート平板を設置しております。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されま

す。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、2件目の案件についてご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局の方、会長、■■委員と現地調査を行って参りました。こちらは出張型介護施設の従業員の方の駐車場になるかと思いますが、何の問題もないと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

確認しましたら、特に問題ございませんでした。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第20号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を上程いたします。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それではご説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。

こちらに記載の場所につきましては、もともとは平成29年12月から、居酒

それでは1件ずつご説明いたします。

1件目の申出地は■■■にございます田1筆の一部で、面積は399㎡の内377.88㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、町内にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅」です。

権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。

今回申出に至った経緯についてご説明します。現在、申出者は今回の申出地に隣接する土地に住んでいますが、住宅の前の道路の拡幅工事のため住宅敷地の一部が収用されることになり、現在の住まいの住み替えを検討せざるを得なくなりました。ほかの場所へ移り住むことを検討しましたが、年齢も高齢ということで生活環境を変えることは負担が大きいと感じていました。住居の後ろに当たる申出地は申出者の妻が所有する土地であることから、申出地を使って新たに住宅の建替をすることが生活環境も変わらず負担も少ないと考え、今回の申出に至りました。

申出地の位置につきましては、■■■■■を■■■方面に抜けて交差点を直進した先にあるこちらの土地でございます。

なお、除外後の農地種別につきましては、第1種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。建物の建築面積は86.96㎡が予定されています。隣地との被害防除については、コンクリートブロックを設置する計画となっております。生活排水につきましては、前面道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。現況写真につきましては、こちらの写真の通りです。1件目の説明は以上です。

2件目の申出地は■■■■■■■にございます畑1筆で、面積は457.88㎡の計画となっております。

事業計画者は、東京都内にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」になります。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は東京都内でご家族と借家暮らしをしておりますが、家族が増え、借家暮らしでは何かと手狭で不便であり、生活が困難であるために、これからのことも考えて自分たちの住まいの建築を計画しました。

敷地の選定に当たっては、生まれたばかりの子供がいるため、実家の手助けを受けられるように実家に徒歩で通える距離で、通勤用の車がおける程度のスペースが確保できる土地を探したところ適当な土地を見つけることができませんでした。そこで今回の申出地を両親から紹介され、この土地であれば、実家から近く、十分なスペースもあるので今回の申出に至りました。

申出地の位置につきましては、■■■■■■の北西にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。建物の建築面積は76.21㎡が予定

されています。隣地との被害防除策については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、西側の道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。現況写真はこちらの写真の通りです。2件目の説明は以上です。

3件目の申出地は■■■■■■■■■にございます畑2筆で、面積は900㎡の内330㎡と52㎡の合計382㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、岐阜県にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は現在、岐阜県内の賃貸住宅に住んでいます。実家は宮代町内にあり、農業経営をしている父がおりますが、持病があるため今後も経営を続けていくことは困難な状況です。そこで、今年定年を迎えるのを機に実家へ帰郷し、実家の農業経営を継ぐことにしました。父の介護や経営農地が実家の周辺にあることからなるべく実家の近くに住みたいと考え、敷地内に住居を建築することを検討しましたが十分なスペースがなく、断念しました。市街化区域や農用地区域外の土地も検討しましたが、条件を満たす場所はありませんでした。ご両親に相談したところ今回の申出地を紹介されました。ここであれば実家の隣であるため、農業経営の点でも効率的であり、介護もしやすくお互いに安心して生活できると考え、今回の申出に至りました。

申出地の位置につきましては、■■■■■■■の北西側にあるこちらの土地にございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。建物の建築面積は80.42㎡が予定されています。隣地との被害防除策については、既存のコンクリートブロックと新設内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、公共下水処理区域外流入へ接続する計画となっております。現況写真はこちらの写真の通りです。3件目の説明は以上です。

4件目の申出地は■■■にございます畑3筆で、面積は合計1664.76㎡のうち276.76㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「敷地拡張」です。申出者の標記については事業計画者であった■■■氏が今年2月に亡くなっており、■■■氏の息子に当たる■■■氏が計画を引き継ぐ形で今回の申出をしているためこのような表記となっております。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は現在申出地に隣接する宅地に住んでいます。建築基準法に基づく4m道路に接しておらず、隣接する所有地はすべて農地になります。そのため、現状では農地を通っていかなければ公道まで出られない状態にあり日常生活において支障が出ている状態になります。また、農地法の観点からも許可なく農地を通路として使うことに

については問題があるため、今回申出地を通路として除外申出するに至りました。

申出地の位置につきましては、■■■■の南東にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。隣地との被害防除については、土留めブロックを設置する計画です。■■■■■■■■と■■■■■■■■の間に町道が通っておりますが、こちらについては払下げをする予定です。現況写真はこちらの写真の通りです。4件目の説明は以上です。

5件目の申出地は■■■■■■■■■■にございます畑1筆で、面積は396㎡の計画となっております。

事業計画者は、入間市にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」になります。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は入間市のアパートで妻と子供2人の4人で暮らしていましたが、勤め先が春日部市になったことで、平日は実家から勤務先に通い、週末に入間市のアパートに戻るという生活をしています。将来のことを考えて家族4人で暮らせるように新しい住宅の建築を計画しました。土地の選定に際しては、夫婦共働きなので、何かあった時に子供のことを頼めるように実家に徒歩で通える距離であること、夫婦ともに車で通勤しているので車2台分のスペースが確保できることを条件に探しましたが、希望の条件を満たす土地は見つかりませんでした。実家で同居することも考えましたが、敷地に十分なスペースはありませんでした。そこで、両親に相談したところ今回の申出地のことを教えてもらい、農用地区域ではありますが、子供の事や通勤状況を考えてこの場所が最善の場所であると考え、今回の申出に至りました。

申出地の位置につきましては、■■■■■■■■の西側にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご覧ください。建物の建築面積は56.94㎡が予定されています。隣地との被害防除については、新設内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路向かい側に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。現況写真はこちらの写真の通りです。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは1件ずつご審議をお願いします。まず、1件目の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。1件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

< 挙手全員 >

(会長)

「挙手全員」ということですので、1件目の案件につきまして「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目の案件についてご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

計画者は、都内で仕事をしておりますが、先程の事務局の説明の通り手狭になったので、これからのことが心配で、分家という形で家を建てたいということで今回の申請地が選ばれたかと思えます。何の問題もないと思えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それでは2件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 挙手全員 >

(会長)

「挙手全員」ということですので、2件目の案件につきましても「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3件目の案件についてご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

計画者のご両親が高齢になってきてまして、これからは心配だということで、ご両親の家のすぐ脇の畑に家を建てたいとのことでした。何の問題もないと思えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それでは3件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということですので、3件目の案件につきましても「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、4件目の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。それでは4件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということですので、4件目の案件につきましても「やむを得ない」とすることといたします。

最後の案件でございます。5件目の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。それでは5件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということですので、5件目の案件につきましても「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が10月10日となっております。10日までに5条届出が5件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましても、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第8回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年10月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____